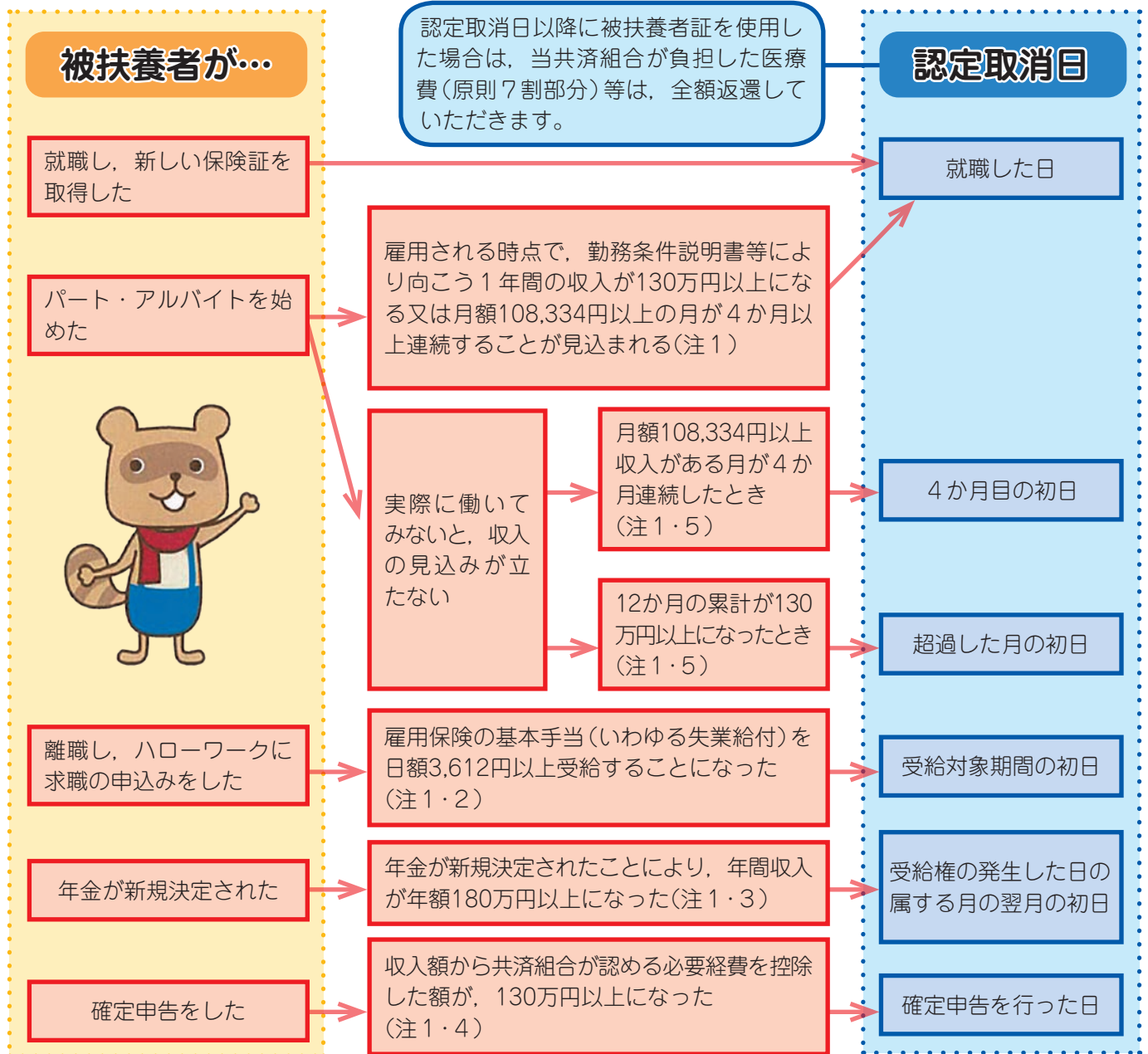


# 被扶養者の認定・取消の手續は必要ありませんか？

年度替わりの時期は、被扶養者の就職や退職等により、被扶養者の認定又は取消の手續が必要になる場合があります。次のフローチャートでは、よくある認定取消の事例を紹介しています。該当する場合は、速やかに認定取消の手續をお願いします。



(注1) 障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の収入限度額は、日額5,000円、月額15万円、年額(12か月の累計)180万円になります。収入には、通勤手当・ボーナスを含みます。

(注2) 失業給付の待機期間及び支給制限期間は、被扶養者として認定できます。

(注3) 年金には、企業年金や財形貯蓄、生命保険会社等の個人年金も含みます。ただし、個人年金しか受給していない場合の収入限度額は130万円です。

(注4) 共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なっています。(P7参照)

(注5) 再度認定ができるのは、月の収入限度額を4か月連続で下回った場合(事実発生日は4か月目の初日)や任期が定まっている場合は、退職日の翌日です。